

厚生だより

2024
2

編集・発行／(一財)広島市職員互助会・広島市職員共済組合
広島市企画総務局人事部福利課

令和6年(2024年)2月1日号



(広島サッカースタジアム)

ベネフィット・ステーションからのお知らせ

- 広島市オリジナルキャンペーン
 (P1~2) 全会員対象「図書カードNEXTネットギフト(500円分)」プレゼント

お知らせします

- (P4) 介護休暇・育児休業、掛金免除について
- (P8) ④財形貯蓄の手続
- (P9) ④老齢厚生年金の繰上げ支給
- (P9) ④保険手続のため早めのご連絡を!
- (P10) 被扶養者認定・取消の手続を忘れずに!
- (P11~12) 育児休業等・産前産後休業終了時の標準報酬月額の変更等
- (P12) 特約店のお知らせ
- (P12) 現在、職員共済組合で大学修学のための貸付を受けられている方へ
- (P13) 進学資金に職員共済組合の貸付を!
- (P14) 第三者行為でケガをしたら必ず職員共済組合に連絡を!

④退職される方向けコンテンツ

募集します

- (P3~4) 互助会招待事業
- (P5) 全国都市職員災害共済会
火災共済の継続加入
- (P6) 全国市長会任意共済保険の募集
- (P7) 職員互助会グループ保険・総合医療保険・
3大疾病保障保険 募集のお知らせ

健康・相談

- (P15) 職員定期健康診断個人票の提出をお願いします
- (P15) 定期健康診断の再検査を受けましょう
- (P17) 公費負担医療費受給者証の写しを提出してください!
- (P17) ニコニコ(2525) 過ごそう!
毎月25日はメンタルヘルス推進日^^
- (P18) 笑顔でヘルシーダイヤル(電話健康相談)等

広島市オリジナルキャンペーン 全会員対象「図書カードNEXTネットギフト（500円分）」プレゼント

ベネフィット・ステーションでは、昨年度に引き続き、図書カードの電子版「図書カードNEXTネットギフト（500円分）」を、お申し込みいただいた会員全員に、もれなくプレゼントします！！会員の皆さん、この機会をどうぞお見逃しなく！

プレゼント商品


図書カードNEXT 500円分

応募期間

令和6年1月9日（火）12:00～2月29日（木）23:59

※電子ギフトの配信は令和6年3月中旬頃の予定です。

- ① 3月中旬頃、お申し込み時に登録されたメールアドレスに電子ギフト券「図書カードNEXT」のURLをお送りします。
- ② メールに記載のURLをクリックすると、電子ギフト（QRコード）の画面が表示されます。
- ③ QRコードを表示したスマートフォン、またはQRコードをPDFにして印刷した紙を、取扱店で書店員の案内に従い読み取り機に置いてください。
- ④ 詳しくは「図書カードネットギフト ご利用方法」で検索ください。



図書カードNEXTネットギフトとは…書店でも、オンライン書店でも利用可能な図書カードの電子版。有効期間は10年！詳細は以下のURLでご確認ください。
<https://www.toshocard.com>

お申込方法

会員本人お一人一回限り。会員専用サイトでのお申し込み限定。
お電話・FAXでのお申し込みは承れませんのでご了承ください。

会員専用サイトからお申込みください。

※会員専用サイトへの会員登録（ベネアカウント登録）・ログイン方法は「利用ガイド」や「厚生だより1月号」をご参照ください。

1 トップページ（広島市職員互助会専用メニュー）に掲載の「専用バナー」からキャンペーンページへ



キャンペーンページのリンクから「利用券サイト」ログイン画面へ進み、ログインIDとパスワードを以下のルールに従って入力しログインしてください。

利用券サイト
ログイン

ログインID

※6から始まる組織コード+職員番号、社員番号、会員番号、管理番号等を含む番号

パスワード

パスワードを忘れた方はこちら

ログイン

【ログインIDのルール】

頭6ケタは共通で **601318**

続けて

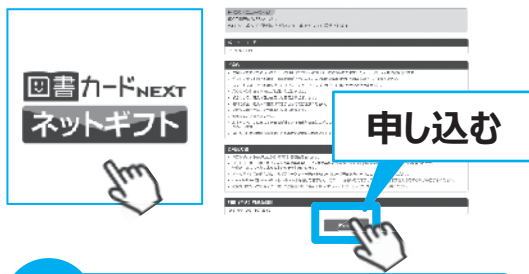
「0」+ 職員番号7ケタ

【パスワードのルール】

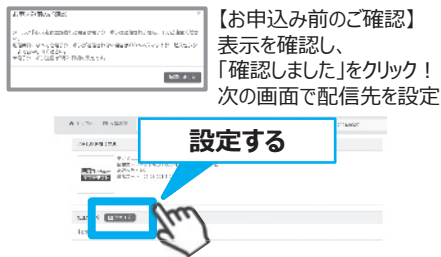
職員番号7ケタ

（ログインID例）職員番号9999990 → 60131809999990

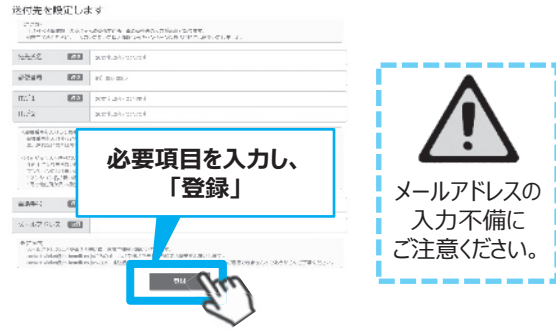
2 アイコンから申し込み画面へ



3 配信先の設定



4 配信先の登録



5 申し込み完了！



ご利用方法

1 お受け取りのURLのメールが届く



届いたURLをタップ（クリック）して、ギフト（QRコード）を受け取り！

※メールの受信制限されている方は
下記メールを受信可能にしておいてください。
contact-vticket@benefit-one.co.jp

メールが届かない・誤って削除したときは…
「申し込み画面」の「交換履歴」をクリック。



送付されたURLがご確認いただけます。
（令和6年4月30日まで）

2 電子クーポンを受け取る

500円分の電子クーポン（QRコード）が表示されます。

3 お店で使う

QRコードを、書店員の案内に従い
読み取り機に置いてください。
一部のオンライン書店でもご利用可能です！



※フィーチャーフォン
（ガラケー）には
対応しておりません。

※対象店舗は、「図書カードNEXT」サイト【取扱店検索】でご確認ください。
※いかなる理由があってもURL等の再発行はいたしかねます。
※転売することはできません。



PDFファイルをダウンロードすると、
プリントアウトが可能！
スマホがなくても使えます。



※お申し込みいただいた「図書カードNEXT ネットギフト（500円分）」は、税法上、雑所得になるため、確定申告又は市・県民税の申告が必要です。

互助会招待事業 (広島交響楽団定期演奏会)

3月開催分
入場希望者募集!!

互助会

☎内81-2354
☎504-2063

募集内容

第439回広島交響楽団定期演奏会

【日時】3月2日(土) 15:00開演

【会場】広島文化学園HBGホール(広島市文化交流会館)

【募集人数】23人

【負担金】S席 2,700円 A席 2,400円 B席 2,200円

※当選者には2月15日頃に通知書を発送します。申込期限後のキャンセル、変更等はできません。



【指揮】クリスティアン・アルミンク

【曲目】スメタナ(生誕200周年・誕生日):連作交響詩「わが祖国」

1. ヴィシェフラド
2. ヴルタヴァ(モルダウ)
3. シャールカ
4. ボヘミアの森と草原から
5. ターボル
6. プラニーク

「わが祖国」全曲といえば、プラハの春音楽祭が即座に連想されます。スメタナの命日の5月12日に「わが祖国」で音楽祭が開幕することに由来します。広響ではスメタナの誕生日に合わせて次期音楽監督就任を目前としたクリスティアン・アルミンクの指揮で同曲を世界に発信し2024年4月のアルミンク就任披露へと繋がります。



指揮 クリスティアン・アルミンク
©Shumpei Ohsugi

申込期限

2月7日(水) 23:59まで

特別定期演奏会 下野 竜也 音楽総監督ファイナル

【日時】3月8日(金) 18:45開演

【会場】広島文化学園HBGホール(広島市文化交流会館)

【募集人数】23人

【負担金】S席 2,700円 A席 2,400円 B席 2,200円

※当選者には2月15日頃に通知書を発送します。申込期限後のキャンセル、変更等はできません。

【指揮】下野 竜也 【フルート】上野 由恵

【曲目】細川 俊夫:セレモニー —フルートとオーケストラのための
ブルックナー(生誕200周年):交響曲第8番ハ短調(ハース版)

2017年4月、下野竜也が音楽総監督に就任した際の公約に従い、就任披露公演で演奏したブルックナーの交響曲第8番を退任する最後の演目として演奏します。大作への導入として、細川俊夫の最新作「セレモニー」をフルートの上野由恵の独奏でお届けします。



指揮 下野 竜也

申込期限

2月7日(水) 23:59まで

参加希望の方は互助会Webサイトから

申込方法

互助会Webサイト <https://hgojokai.or.jp> 内の専用フォーム（下記のQRコードを読み込むと便利です。）

申込受付：2月1日(木)から

※専用フォームからの申込後、互助会への着信の有無等の問い合わせについては、お答えできませんのでご了承ください。

対象者

互助会会員及びその家族（配偶者、子、父母、祖父母、孫、兄弟姉妹）

※配偶者の父母、子の配偶者、兄弟姉妹の配偶者等は対象外

チケットの受け取り方法

当選通知書と負担金を互助会窓口へ持参し、チケットと引き換えてください。

なお、チケットの郵送を希望される場合は、所属に送付し、負担金は振り込み（振込手数料は本人負担）となります。

介護休暇・育児休業、掛金免除について

互助会

☎内81-2352
☎504-2060

高齢層職員や子育て世代の職員が少しでも安心して介護や育児に専念できるよう、令和5年4月から介護休暇や育児休業を取得した場合、職員互助会会員からの申出により互助会掛金を免除しています。

免除要件

介護休暇 ・月の初日から末日まで介護休暇を取得し、その期間に勤務した日なかった場合

(例) 令和5年8月20日～令和5年11月14日 介護休暇を取得した場合

| | | | | |
|----|----|-----|-----|---------------|
| 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | *掛金免除月 9月～10月 |
|----|----|-----|-----|---------------|

育児休業 ・育児休業期間における各月の末日が育児休業期間中である場合

・同一月内で育児休業を取得（開始・終了）し、その日数が14日以上の場合

※連続する2以上の育児休業をしている場合には、その全部を1の育児休業とみなします。
ただし、1の育児休業が終了する日とその次の育児休業を開始した日との間に勤務した日がないときとします。

(例) 令和5年8月20日～令和5年11月14日 育児休業を取得した場合

| | | | | |
|----|----|-----|-----|---------------|
| 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | *掛金免除月 8月～10月 |
|----|----|-----|-----|---------------|

申出等

互助会掛金免除申出書と同申出書備考欄に記載の必要書類を添付し、所属を通じて提出してください。
互助会掛金免除申出書は、次からダウンロードできます。

・互助会ホームページ (<https://hgojokai.or.jp>) ⇒福利厚生制度の紹介⇒職員互助会ハンドブック⇒申請書類

・庁内LANの庁内WEB⇒人事部福利課⇒3申請様式、ガイド等⇒互助会

※1 免除期間中の互助会掛金を給与担当課へ支払った場合は、領収書（写し）を提出してください。

※2 申出書の提出後、免除期間中の場合でも、給与支給明細書には「互助会掛金引去不能」と表記されます。

また、免除期間中、手当等の支給により給与から互助会掛金が控除となった場合は、給与支給明細書を提出してください。

全国都市職員災害共済会 火災共済の継続加入

互助会

☎内 81-2356・2358
☎504-2063

継続加入の募集

申込締切

令和6年2月2日(金) 必着

申込方法

1月下旬に、現在の火災共済加入者あてに火災共済契約満了通知書兼契約(継続)申込書等を配付しておりますので、継続契約希望・脱退希望にかかわらず、申込書に必要な事項を記入のうえ、3枚ともすべてを互助会に提出してください。

※令和6年3月末で脱退される方及び退職される加入者は、事前に互助会までご連絡ください。

共済期間

令和6年4月1日から1年間

掛金

3月期末手当から控除します。
(控除できなかった方には別途連絡します。)

申込方法

互助会Webサイト (<https://hgojokai.or.jp>) 内に掲載されておりますので、ご覧ください。
携帯からの閲覧にはQRコードを読み込むと便利です。



-都市職員のための共済事業-

ご存じですか?

少ない掛け金で
大きな補償と安心

都市生協の 火災共済

充実した補償

| | | | |
|----|---------|----|---------|
| 建物 | 4,000万円 | 合計 | 6,000万円 |
| 動産 | 2,000万円 | | |

火災、落雷、破裂・爆発、航空機の墜落、車両の飛び込み、上層階からの水漏れ、風水雪害(600万円限度)、災害死亡(300万円限度)

※地震災害見舞金等、各種見舞金も充実しています。

共済掛金額(年額)

| | |
|-----------------|------|
| 1口当たり(補償金額50万円) | |
| 木造建物 | 300円 |
| 耐火造建物 | 200円 |

木造 建物4,000万円、動産2,000万円の契約をした場合
120口(契約金額6,000万円) × 掛金300円 = 36,000円

厚生労働大臣認可



生活協同組合 全国都市職員災害共済会

〒102-8610 東京都千代田区平河町2-4-2 全国都市会館内
<http://www.toshiseikyo.or.jp>

「動産」のみでも契約ができます。
「退職後」も引き続き加入できます。

風水雪害特約加入で最高3,000万円まで補償!

近年、局地的な豪雨、豪雪等の自然災害が多発!!

※更に十分な補償が得られるよう火災共済契約(基本契約)に加えて、特約契約を。

火災共済金の風水雪害共済金(600万円限度)に加えて、風水雪害特約共済金(2,400万円)を支払います。
(損害額の1/2が限度)

1口当たり掛金額

木造建物
耐火造建物 150円

水・かぎトラブルの応急処置サービス

水まわり、かぎ開けでお困りの際に専門業者を手配し、24時間・365日、駆けつけるサービスです。水漏れを止めたり、かぎを紛失した際の錠開けなどの応急処置(出張料および作業料が無料)を行います。

平成26年度
から開始!

「都市生協」の紹介

- 都市生協は、生活協同組合 全国都市職員災害共済会の通称で、厚生労働大臣の認可団体です。
- 都市生協は、全国市長会が全国各市の要望に応じて、消費生活協同組合法に基づき、昭和33年に設立された組合です。

0120-753-375 または 03-3262-5290

受付時間：月～金(土・日・祝日を除く)午前9時～午後5時

全国市長会任意共済保険の募集

互助会

☎内81-2353・2358
☎504-2063

全国市長会任意共済保険の令和6年度の申込受付を、以下のとおり行います。

受付期間 2月6日(火)～3月1日(金)

申込方法

① 新規加入・変更・脱退を希望される方は、加入申込書に必要事項を記入・押印のうえ、本人控えを取り、互助会に提出してください（なお、新規加入または増額を希望される場合は、パンフレット内の“加入資格”を確認のうえ、申し込みしてください。）。また、広島市において加入できる保険金額は、1,000万円までとします（ただし、すでに保険金額1,500万円に加入されている方については、そのままの額で継続することができます。）。

※結婚等により氏名が変更になった方・死亡保険金受取人を変更される方は、申込書での変更も可能ですが、保険期間開始（6月1日）前の変更をご希望の方は、互助会に連絡してください。

② 現在の加入内容（医療保障保険を含む。）のまま継続される方については、自動的に更新されますので、加入申込書の提出は不要です。

③ 令和6年3月31日の退職時で脱退される方は、提出不要です。

保険期間

令和6年6月1日から令和7年5月31日までの1年間。（以後毎年自動更新）

保険料控除

令和6年6月給料から毎月控除。

退職後の取扱

- ・退職時に加入されている方は、保険年齢75歳まで継続して加入することができます。医療保険も退職時に加入していれば、任意共済保険を継続することを条件に保険年齢75歳まで継続して加入することができます。
- ・令和5年度末で早期退職（年度末か令和6年5月31日までの間に退職を予定）される方については互助会までご連絡ください。

制度内容お問い合わせ先

在職中（制度の保障内容および保険金請求や各種ご照会）

第一生命（全国市長会専用）コールセンター

☎0120-013-862

＜携帯電話からもおかけいただくことができます。＞
受付時間 10:00～18:00（土・日・祝日・年末年始を除く）

退職後継続制度移行後（変更手続きおよび保険金請求や各種ご照会）

全国市長会退職後継続制度 事務代行会社
株式会社日本共同システム コールセンター

☎0120-981-670

＜携帯電話からもおかけいただくことができます。＞
受付時間 9:00～17:00（土・日・祝日・年末年始を除く）

締切厳守で
お願いします



職員互助会会員のみなさまへ
職員互助会グループ保険 団体定期保険
総合医療保険 総合医療保険(団体型)
3大疾病保障保険 3大疾病保障保険(団体型)

募集のお知らせ

②職員互助会グループ保険・総合医療保険・
3大疾病保障保険のポイント

職員互助会グループ保険 ★4つのポイント!!

1

お手頃な保険料!

団体保険としての割引が適用されたお手頃な保険料です。

<本人 30歳の場合>

| | |
|-------------------------|-----------------|
| 死亡(高度障がい)保険金額 | 100万円 |
| 死亡保険金額+災害保険金額 | 120万円 |
| 障がい給付金額 | 14~2万円 |
| 入院給付金額1日につき | 300円 |
| 月払保険料(確定) ^{※1} | 男性 167円 女性 138円 |



2

死亡(高度障がい)保険金額 100万円から選択可能!

死亡(高度障がい)保険金額
100万円~3,000万円まで^{※2}
選択可能です。

新入職員の方でも無理のない範囲で保障を準備いただけます。



3

ご家族も一緒に!

ご本人さまがご加入の場合、
配偶者さま・お子さまも
お申込みができます。

配偶者さまもご本人さまと同額の保障額を選択いただけます。



4

毎年保障額の見直しが可能!

保険期間は1年で毎年保障額の見直しが可能です。^{※3}

ご結婚やこどもの誕生・独立等のライフイベントに合わせて保障内容を変更いただけます。



職員互助会グループ保険に加入される方は、総合医療保険・3大疾病保障保険にもお申込みができます。

※1 記載の月払保険料は直近更新日(今回は令和6年8月1日)から1年間の確定保険料です。保険料は、毎年の更新日に再計算し適用します。また、年齢・性別により保険料は異なります。

※2 在職者・本人在職中の配偶者の場合です。

※3 健康状態等によっては保障額を増額できない場合があります。

職員互助会グループ保険・総合医療保険・3大疾病保障保険の新規募集は、毎年5月~6月に行っています。

【 専用メールアドレス】nissay-hiroshimaRM@nissay.co.jp

※事務幹事会社(日本生命保険相互会社)の互助会制度専用メールアドレスです。

当資料は、制度の内容がすべて記載されているものではありません。
あくまで参考情報としてご活用ください。
ご加入のご検討に際しましては、パンフレット・「契約概要」・「注意喚起情報」等にて必ず詳細をご確認ください。

一般財団法人 広島市職員互助会

日本一団-2023-454-11731-T(R5.11.9)
日本一医-2023-454-11732-T(R5.11.9)
日本一団-2023-454-11733-T(R5.11.9)

退職される方へ 財形貯蓄の手続

福利課

市立病院機構経営管理課

☎内81-2357
☎504-2060

☎(直通)569-7816
FAX569-7826

今年度退職を予定されていて、財形貯蓄（一般、住宅）に加入している方は、次の手続をしてください。

1 再就職する予定がない場合

【手続方法】 解約は所定の用紙に記入し、福利課へ提出してください。（用紙は福利課にありますので、連絡いただければ、庁内メールで送付します。）

【提出期限】 ・ 2月15日（木）までに提出⇒
2月給与積立後、2月末日までに解約
・ 3月15日（金）までに提出⇒
3月給与積立後、3月末日までに解約

※ 年度内に解約する場合は、3月15日（金）必着で提出してください。

市立病院機構職員（市派遣職員を除く）の財産形成貯蓄に係る退職の手続等について

地方独立行政法人広島市立病院機構（以下「市立病院機構」という。）職員（市派遣職員を除く。）の財産形成貯蓄に関する退職の手続は、市立病院機構本部事務局経営管理課で行います。

広島市教育委員会の財産形成貯蓄に係る退職の手続について

広島市立の小学校、中学校、中等教育学校及び特別支援学校に勤務する教職員（技術指導員、技術員、業務員及び給食調理員等を除く。）の財産形成貯蓄に係る退職の手続については、教職員課にお問い合わせください。

【教職員課】電話：082-504-2511

2 広島市へ再就職する予定がある場合

- (1) 引き続き、広島市の財形貯蓄制度に加入することもできます。
- (2) 通常、給与及び賞与の額が下がりますので、積立額の変更を臨時に受け付けます。（受付期間等は下記のとおりです。）

【手続方法】

ア 積立額を変更されない方

手続は不要です。そのまま4月以降も積立てが継続します。

イ 積立額を変更される方（※ 変更申込書を福利課へ請求してください。）

（ア）現在の積立額を4月給与で控除しても支障がない場合

4月1日（月）～15日（月）に、変更申込書（積立額の変更）を福利課へ提出してください。
4月の給与までは現在の積立額で控除し、5月給与以降は変更後の積立額で控除します。

（イ）4月給与から積立額の変更を希望する場合

3月15日（金）までに必着で変更申込書（積立額の変更）を福利課へ提出してください。

3 広島市以外（関係団体等含む）へ再就職する予定がある場合

(1) 新事業主が財形貯蓄を取り扱っていない場合

解約することになります。手続方法は「1 再就職する予定がない場合」と同様です。

(2) 新事業主が財形貯蓄を取り扱っている場合

ア 新事業主が預け替え（移管）することにより、これまで積み立てたものに継続して積立てができます。

一般財形、住宅財形、それぞれ同一種類の財形貯蓄への継続が可能です。

イ 現在、財形貯蓄を預け入れしている金融機関を、新事業主が財形貯蓄取扱金融機関としていない場合は、新事業主が取り扱っている金融機関へ預け替え（移管）して継続することができます。継続の手続については、新事業主の担当者に相談してください。

※ 再就職の予定がある場合でも、退職後2年以内に新事業主への継続手続を行わない場合は、解約することになります。

退職される方へ

老齢厚生年金の繰上げ支給

職員共済組合

☎81-2363・2364

☎504-2061

老齢厚生年金の支給開始年齢が生年月日によって60歳から65歳まで段階的に引き上げられています。しかしながら、60歳以降であれば支給開始年齢になる前でも、請求により繰上げて年金を受け取ることができます。

なお、この繰上げ請求は、退職共済年金（経過的職域加算額）と日本年金機構等が支給する老齢厚生年金や老齢基礎年金等の繰上げ請求と同時に行う必要があります。

また、繰上げする月数に応じて次のとおり年金額が減額されます。

減額率＝0.4%（※）×繰上げ請求月から支給開始年齢になる月の前月までの月数

（例）老齢厚生年金額が1,200,000円で、昭和38年12月2日生まれの方が令和6年3月に繰上げ請求した場合
 老齢厚生年金（支給開始年齢65歳）
 1,200,000円／年 － (1,200,000円×0.4%×57月)＝926,400円／年
 老齢基礎年金（支給開始年齢65歳）
 795,000円（満額）－ (795,000円×0.4%×57月)＝613,740円／年
 退職共済年金（経過的職域加算額）も同様の減額率で計算します。

※令和4年3月31日以前に60歳に到達している方（昭和37年4月1日以前生まれ）は、0.5%となります。

○繰上げ請求する場合の注意点

繰上げは以下の点について注意が必要です。請求前に職員共済組合へご相談ください。

- ① 請求後は、請求を取り消すことはできず、生涯減額された年金額となります。
- ② 請求後は、事後重症などによる障害に係る年金を請求することはできません。
- ③ 厚生年金保険に加入中の方等は、勤務先からの報酬等により年金の一部または全部が支給停止になる場合があります。退職共済年金（経過的職域加算額）、退職年金については、共済組合員（短期組合員を除く）の方は、全額支給停止されます。

○繰上げ請求窓口

職員共済組合年金係又は住所地を管轄する年金事務所

退職される方へ

保険手続のため早めのご連絡を！

互助会

☎81-2353・2358

☎504-2063

「グループ保険」、「全国市長会任意共済保険」、「積立年金保険」に加入しておられる方で3月末に退職される方には、退職後の手続について案内を送付いたしますので、互助会までご連絡ください。

※会計年度任用職員等及び早期退職の方は、互助会まで至急ご連絡ください。（積立年金保険については、年金受取の試算表作成が可能です。作成には時間がかかりますので、必要な方は必ず事前にご連絡ください。）

被扶養者認定・取消の手続を 忘れずに！

職員共済組合

☎内81-2367・2373

☎504-2062

組合員の家族の収入状況等に变化がある場合は、次の通り共済組合への手続を速やかに行ってください。

認定手続（退職等）

組合員の家族が、退職等により被扶養者の要件を備えることとなり、組合員が扶養する場合は、「被扶養者申告書」にその事実が確認できる書類を添えて、扶養事実の発生した日（退職の場合はその翌日）から30日以内に所属所経由で共済組合へ提出してください。（市長事務部局は福利課へ提出）

被扶養者の要件や添付書類については、「被扶養者の範囲や主な届出例」に掲載しておりますので、ご参照ください。

※扶養事実の発生した日から30日以内に届出がされなかった場合、被扶養者の認定日は所属所の受付日となります。

取消手続（就職や収入増等）

組合員の被扶養者が、就職や勤務形態の変更等により新たに健康保険等に加入した場合は、「被扶養者申告書」にその事実が確認できる書類（就職の場合、新しい保険証や勤務条件通知書、就職辞令書等）と、組合員被扶養者証（黄緑色の保険証の原本）を添えて、事実の発生した日から30日以内に所属所経由で共済組合へ提出してください。（市長事務部局は福利課へ提出）

被扶養者の要件や添付書類については、「被扶養者の範囲や主な届出例」に掲載しておりますので、ご参照ください。なお、健康保険等に加入していなくても、収入基準を超える場合は、被扶養者取消の手続が必要です。

※このほかにも、配偶者等との収入逆転や、対象者との別居、年金の受給開始（額改定）等により被扶養者の要件を満たさなくなる場合がありますので、ご注意ください。

更新手続

組合員被扶養者（22歳以上）のうち、更新手続が必要な対象者へは毎年6月以降に更新手続の案内をお送りしますので、内容を確認後、届出を行ってください。

「年収の壁・支援強化パッケージ」における事業主の証明による被扶養者認定について

令和5年10月20日以降に、人手不足による労働時間延長等に伴う一時的な収入変動がある場合において、組合員が被扶養者の勤務先事業主の証明を添付し手続を行うことで、当組合において当該増収が一時的なものかどうか雇用契約書等も確認したうえで、被扶養者認定及び更新を行います。

該当となる方の手続の際には、事業主の証明及び雇用契約が130万円または180万円未満であることを確認するため、雇用契約書を添付してください。

マイナンバーカードの保険証利用について

健康保険証利用の申込みをすることで、マイナンバーカードが健康保険証として利用できます。詳しくは厚生労働省Webサイトをご覧ください。

詳しくは厚生労働省Webサイトでご確認いただけます。

詳しくは  **マイナンバーカード 保険証利用**



「被扶養者申告書」・「被扶養者の範囲や主な届出例」等は、次のところに掲載しています。
庁内WEB>「人事部福利課」>「3 申請様式ガイド等」の「共済組合」

育児休業等・産前産後休業終了時の標準報酬月額の変更等

職員共済組合

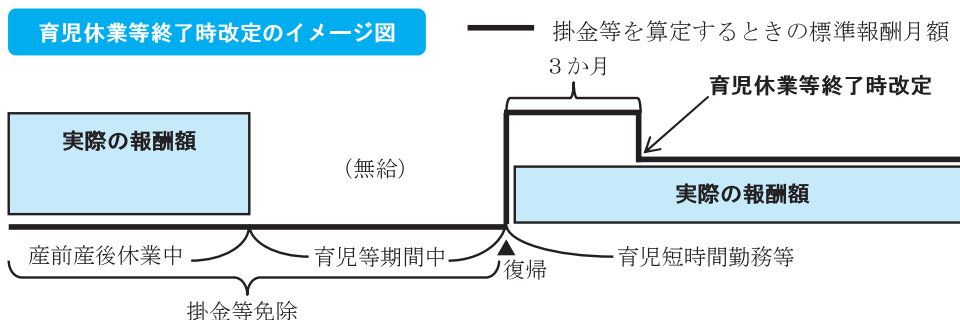
☎81-2361~2364

☎504-2061

1 育児休業等終了時改定

育児休業を終了した組合員が、育児休業を終了した日において、その育児休業に係る3歳に満たない子を養育する場合、職員共済組合に申出をしたときは、育児休業等終了日の翌日が属する月以後3か月間（報酬の支払基礎日数が17日未満の月等は除く。）に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として標準報酬月額を改定します。（ただし、随時改定の要件を満たす場合は、育児休業終了時改定の申出がなくても随時改定を行います。）

なお、育児休業等に続けて次の子の産前産後休業をとる場合には、育児休業等と産前産後休業を1つの休業とみなして、産前産後休業の終了時（連続して次の子の育児休業等を取得する場合はその育児休業等終了時）に改定を行います。

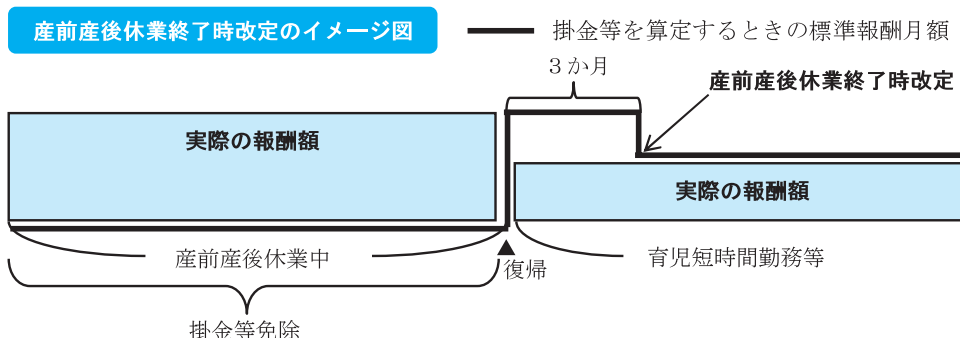


(注) 育児休業等終了時改定は、原則、復帰後3か月間の報酬の平均により行うため、復帰直後の約3か月間は、従前の標準報酬月額が適用されます。

2 産前産後休業終了時改定

産前産後休業を終了した組合員が、産前産後休業を終了した日において、その産前産後休業に係る子を養育する場合、職員共済組合に申出をしたときは、産前産後休業終了日の翌日が属する月以後3か月間（報酬の支払基礎日数が17日未満の月等を除く。）に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として標準報酬月額を改定します。（ただし、随時改定の要件を満たす場合は、産前産後休業終了時改定の申出がなくても随時改定を行います。）

なお、産前産後休業に続けて育児休業等をとる場合には、産前産後休業と育児休業等を1つの休業とみなして、育児休業等の終了時に改定を行います。

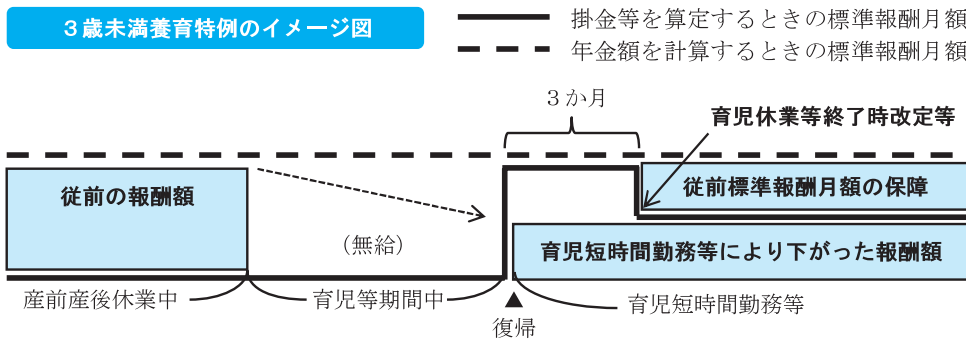


3 3歳未満の子を養育しているときの特例

3歳に満たない子を養育している組合員が、養育期間前の標準報酬月額を下回る場合に、職員共済組合に申出をしたときは、その子が3歳に達するまでの間、年金額計算の際には、養育期間前の高い標準報酬月額で計算されます。

育児休業終了時改定等により、養育期間前の標準報酬月額を下回る場合は、申出書を提出してください。

なお、この特例は、育児短時間勤務などの勤務形態の期間中に報酬が低くなったことにより将来の年金額が低くなることを避けるための措置であるため、短期給付の算定の基礎となる標準報酬月額には適用されません。



特約店のお知らせ

互助会

☎内 81-2356
☎504-2063

新規 新規契約したので、お知らせします。

【住宅・マンション部門】株式会社 日興ホーム

| 住所及び名称 | 電話 | 担当 | 定休日 |
|-----------------------------|----------|----|--------|
| 東広島市西条町寺家3847-2 本社 | 421-0055 | 向井 | 水・隔週火曜 |
| 広島市西区商工センター8-12-12 ちゅーピー展示場 | 225-8951 | | |
| 広島市東区牛田新町2-2-10 アスタ住宅展示場 | 270-2252 | | |
| 品名 | 割引率 | | |
| 新築戸建住宅 | 3.0% | | |

現在、職員共済組合で大学修学のための貸付を受けられている方へ

職員共済組合

☎内 81-2361
☎504-2061

現在、職員共済組合で大学修学のための貸付を受けられている方で、対象者が大学院に進学される場合は追加貸付、または償還猶予の延長ができる場合がありますので、2月16日(金)までに職員共済組合へご相談ください。

進学資金に職員共済組合の貸付を！

職員共済組合

☎内81-2361
☎504-2061

入学は最高200万円まで

大学（大学院を含む）・高校・専修学校等への進学資金の計画はお済みですか？

職員共済組合では、入学・修学の貸付を希望される方に進学資金の貸付を行っていますのでご利用ください。

申込締切は毎月5日です。貸付条件などは次のとおりです。

| 区 分 | 入学貸付 | 修学貸付 |
|-------------------------|--|---|
| 貸付の対象 | 組合員又はその被扶養者（被扶養者でない子を含む）の高等学校、大学（大学院を含む）、高等専門学校、専修学校（以下「高等学校等」という）への入学 | 組合員又はその被扶養者（被扶養者でない子を含む）の高等学校等における修学 |
| 貸付金の限度額 (申込金額は1万円単位) | 給料の6か月分に相当する金額（上限200万円）の範囲内で必要額（ただし、高等学校については30万円が限度） | 修業年限の年数に相当する月数（中途の場合は残月数）1月につき15万円。 ただし、年度ごとの申込みとなり、一回の申込限度額は1年度分180万円（年度中途の場合はその年度の残月数×15万円）です。なお、同じ学年を2度申込みことはできません。 |
| 償還方法 | 貸付の翌月から元利均等で償還（最高120月） | 高等学校等を卒業するまでは利息のみを返済し、卒業の翌月から元利均等で償還（最高150月） |
| 提出書類 | 貸付申込書、印鑑登録証明書、貸付金借用証書、直近の給与支給明細書、借入状況等申告書及び学校長等の発行する合格又は入学の許可を証明する書類（入学後の場合は、在学証明書を添付） | 貸付申込書、印鑑登録証明書、貸付金借用証書、直近の給与支給明細書、借入状況等申告書及び学校長等の発行する在学を証明する書類（入学前に申込み場合は、合格又は入学の許可を証明する書類） |

※令和6年2月1日現在、貸付利率は年1.26%です。

◆貸付金の交付日は、原則として受付日が、1日から5日までのものは当月末日、6日以降のものは翌月末日です。

◆申込みにあたっては、次のことにご注意ください。

- 1 入学貸付の申込期限は、入学後2か月以内（4月入学の場合は6月5日（水）まで）です。
- 2 修学貸付の新年度分の申込みは2月6日（火）から受け付けます。
- 3 令和5年度分の修学貸付を借受けている方が、令和6年度分（進級分）の修学貸付を継続して申込まれる場合は、2月上旬に送付します継続用申込書をご使用ください。
- 4 上記提出書類のほか、必要に応じて他の証明書類等を提出していただくことがあります。

◆貸付後の必要書類の提出

申込時に合格通知書又は入学許可書を添付した場合は、入学後1か月以内に「在学証明書」を提出してください。

※合格通知書、入学許可書及び在学証明書については、写しでもかまいません。

第三者行為でケガをしたら必ず 職員共済組合に連絡を！

職員共済組合

☎内81-2373

☎504-2062

第三者（自分以外の方）の行為で負傷したり病気になったりした場合でも、組合員証等（健康保険証）を使って治療が受けられます。ただし、これは本来加害者が支払うべき治療費を職員共済組合が一時的に立て替え払いしているだけで、後日加害者にその治療費を請求します。第三者行為で負傷したら必ず職員共済組合にご連絡ください。



こんなことが「第三者行為」に該当します

- 交通事故（バイクや自転車によるものも含む）
- 他人の暴力行為によって受けたケガ
- 他人のペットに噛まれて受けたケガ
- スキーやスノーボードなどによる接触事故
- 他者所有の建物などでの設備の欠陥による事故
- 飲食店等での食中毒 など



第三者行為による事故にあってしまったら

加害者の確認

加害者の住所・氏名・電話番号・勤務先などの身元をまず確認。交通事故では、運転免許証、車両のナンバー、保険加入の有無などを必ず確認しましょう。

警察に連絡

小さな事故でも必ず警察に連絡しましょう。



職員共済組合に連絡を

職員共済組合に連絡をお願いします。以降の手続きについては、職員共済組合からご案内します。

医師の診断を受ける

第三者によるケガなどであることを正しく伝え、診断書と領収書を忘れずにもらいましょう。



示談の前に
ご相談
ください

職員共済組合に届け出る前に加害者と示談を結んでしまうと、職員共済組合が加害者へ請求すべき医療費を請求できなくなる場合があります。示談を結ぶ前に必ず職員共済組合までご連絡ください。

※職員共済組合では、医療費増高対策の一環として、診療報酬明細書（レセプト）を基に負傷原因調査を行っています。短期財政の適正な運営のため、みなさんのご理解とご協力をお願いいたします。

仕事中や通勤途中の負傷や病気には組合員証が使えません

公務上の災害・通勤による災害については、その治療に係る医療費は「地方公務員災害補償基金」から補償されることになっています。

これらの治療を受けるときは、組合員証を使用することはできません。

必ず、医療機関で公務上の災害等である旨を伝えていただき、地方公務員災害補償基金に必要な手続きを行ってください。



職員定期健康診断を人間ドックで代用される職員のみなさまへ 職員定期健康診断個人票の提出 をお願いします

福利課

☎内81-2374・2375
☎504-2062

職員定期健康診断については、労働安全衛生法第66条及び広島市職員安全衛生管理規則第15条において、職員（労働者）は、事業者が行う健康診断を受けなければならないとされています。

例年人間ドックを受診しているにもかかわらず、職員定期健康診断個人票を人間ドック受診機関に提出しなかったために、未受診者の扱いとなっている職員がいらっしゃいます。

人間ドックで代用される場合は、職員定期健康診断個人票の網掛け部分を事前に記入のうえ、

必ず職員定期健康診断個人票を人間ドック受診機関に提出してください。

（受診当日に個人票を忘れた場合は、速やかに人間ドック受診機関に提出してください。）

なお、対象は市長事務部局、行政委員会（学校を除く）、消防局、公益的法人に派遣されている職員の方です。それ以外の方は、各事業主の庶務担当にお問い合わせください。

【職員定期健康診断個人票（ピンク色）】

治療中・経過観察中の疾病がある人は、必ず該当する番号を記入してください。記入した項目と関連のある検査項目値が再検査の場合は再検査対象外となります。

定期健康診断の 再検査を受けましょう

福利課

☎内81-2374・2375
☎504-2062

福利課から定期健康診断再検査受診の通知があった方は、次の場所で再検査を実施します。

ご自身の健康管理のため、速やかに受診してください（受診の際には、必ず再検査個人票をご持参ください）。

なお、再検査以外の検査はできませんので、お間違えのないよう、ご注意ください。

※健康に関する相談は、随時、福利課保健師（内線2374・2375）がお受けしますのご利用ください。

【本庁舎】16階保健室 月曜日・水曜日・金曜日
9:00-11:30 13:30-15:00

※休診となる場合がありますので、指定日時で都合の悪い場合は事前に福利課にお問い合わせください。

【巡回会場】（2月）

巡回会場で成人男性の風しん抗体検査が受検できます（クーポン券持参）

| 実施日 | 再検査場所・受付時間 | |
|------------|--------------------------------|--------------------------------|
| 16日 (金) | 東区役所（5階講堂） 8：45～10：15 | |
| 14日 (水) | 佐伯区役所（6階601会議室） 11：00～12：30 | 南区役所（4階4-1会議室） 14：30～16：00 |
| 8日 (木) | 安佐北環境事業所（2階医務室） 11：30～13：00 | 安佐北区役所（3階入札室） 14：30～16：00 |
| 9日 (金) | 安佐南環境事業所（2階協議室） 11：30～13：00 | 安佐南区役所（3階第4会議室） 14：30～16：00 |
| 6日 (火) | 下水道局管理部（地下小会議室） 8：45～10：15 | 西環境事業所（1階医務室） 11：30～13：00 |
| 15日 (木) | 西区役所（4階研修室） 8：45～10：15 | 中環境事業所（2階医務室） 11：30～13：00 |
| 27日 (火) | 安芸区役所（5階講堂） 8：45～10：15 | 安芸環境事業所（2階医務室） 11：30～13：00 |

- ・やむを得ず指定場所での受診が困難な場合は、最寄りの医療機関での受診結果を再検査結果に用いることも可能です。（検査にかかる費用は自己負担となります。）
- ・医療機関で再検査を受診した場合、福利課から送付された個人票に結果を添付又は記入し、必ず福利課へご提出ください。
- ・対象は市長事務部局、行政委員会（学校を除く）、消防局、公益的法人に派遣されている職員の方です。

(一財) 広島市職員互助会特約店 JR西日本プロパティーズ株式会社

互助会会員
購入特典

プレディア舟入中町レジデンス

売買価格(税込)の **0.5%割引** (諸費用に
充当)

PREDEAR

プレディア舟入中町レジデンス



堂々完成

2024年
2月中旬より **入居開始** (予定)

完全
予約制

プレディア舟入中町レジデンス 〈先着順申込受付中〉

棟内モデルルームOPEN!

先着順
販売価格

専有面積 **73.98㎡** [3LDK] **4,130** 万円~
角住戸 (1戸)

専有面積 **81.85㎡** [3LDK+S] **4,640** 万円~
角住戸 (1戸)

(売主)

(販売代理)

(販売代理)

JR西日本プロパティーズ 三井不動産リアルティ中国 KCE INC. 株式会社 KCE



ご予約は、ネット予約
もしくはお電話にて。 ☎ **0120-870-517**

◎営業時間/平日:午前10時~午後5時、土・日・祝:午前10時~午後6時 ◎定休日/火・水曜日 プレディア 舟入中町 Q

【プレディア舟入中町レジデンス 物件概要】所在地/広島市中区舟入中町6番1(地番) 交通/広島電鉄「新観音橋東」バス停徒歩2分、広島電鉄「舟入本町」電停徒歩3分 総戸数/56戸 用途地域/商業地域 建ぺい率/80%(90%) 容積率/400%(500%) 敷地面積/827.78㎡ 建築面積/397.84㎡ 延床面積/4,838.93㎡ 構造・規模/鉄筋コンクリート造一部鉄骨造地上15階建 建築確認番号/第ER1-21037186号(2021年11月26日付) 分譲後の権利形態/専有部分は区分所有権、敷地・共用部分は専有面積割合による所有権の共有 駐車場/総戸数56戸に対して33台(平置17台・機械式16台)(月額使用料:16,000円~23,000円) 自転車置場/総戸数56戸に対して112台(月額使用料:150円~400円) バイク置場/総戸数56戸に対してバイク置場2台・ミニバイク置場4台(月額使用料:ミニバイク置場1,000円、大型バイク置場2,000円~2,500円) 管理形態/区分所有者全員により管理組合を構成し、管理会社に委託 管理会社/JR西日本住宅サービス株式会社 管理員の勤務形態/通勤 建物竣工時期/2023年12月中旬予定 入居時期/2024年2月中旬予定 施工/株式会社鴻池組【販売概要(先着順)】●販売戸数/9戸 ●間取り/3LDK~4LDK ●専有面積/70.64㎡~81.85㎡ ●バルコニー面積/10.19㎡~16.78㎡ ●フリーボーチ面積/4.15㎡~7.03㎡ ●販売価格/3,960万円~4,980万円 ●管理費(月額)/6,830円~7,710円 ●修繕積立金(月額)/7,420円~8,590円 ●修繕積立基金(引渡時一括)/579,000円~671,000円 ●管理準備金(引渡時一括)/11,080円~12,840円 ●申込受付場所/「プレディア舟入中町レジデンス」マンションギャラリー ※管理費にはインターネット利用料を含みます。町内会費(月額200円/戸)を管理費等お支払い時に別途徴収いたします。 ※販売価格には建物に係る消費税税率10%相当額を含みます。 ※先着順販売のため、ご希望の住戸が販売済みの場合はご容赦ください。 ※広告有効期限/2024年2月末日

※エントランスアプローチ完成予想図/図面を基に描き起こしたもので、実際のものとは異なる場合があります。表現されている植栽は竣工から初期の育成期間を経た状態のものを想定して描いており、竣工時は植栽の育成を見込みに必要な間隔をとって描いております。植栽の細部、設備機器等は表現しておりません。なお、敷地内のみを表現しています。敷地周辺の電柱、標識等につきましては表現していません。 ※掲載の外観写真は2023年10月に撮影されたものです。 ●売主/JR西日本プロパティーズ株式会社 国土交通大臣免許(2)第9056号(一社)不動産協会会員(一社)不動産流通経営協会会員(公社)首都圏不動産公正取引協議会加盟 中国九州支社:〒732-0822 広島市南区松原町2番62号(広島)ビルディング7階 https://www.jrwj.co.jp ●販売代理/三井不動産リアルティ中国株式会社 国土交通大臣免許(7)第3169号(一社)不動産流通経営協会会員(公社)首都圏不動産公正取引協議会加盟 〒304-0037 広島県広島市東区中町9番12号(中町三井ビル6階) https://www.mf-reatly.jp/chugoku/ 株式会社 KCE 広島県知事免許(4)第9303号(公社)広島県宅地建物取引協議会会員 〒733-0002 広島県広島市西区楠木町三丁目3番1号 http://kce-inc.co.jp/

[棟内モデルルーム] ご案内図



駐車場のご案内
(周辺のコインパーキング)

お車で越しの際は、三井のリパークをご利用ください。お帰りの際に無料駐車券を差し上げます。満車の場合は、その他の周辺コインパーキングをご利用ください。但し、三井のリパーク以外をご利用の場合は駐車料金をお客様にてご負担いただくこととなります。予めご了承ください。その際は、駐車料金相当のクオカードを進呈いたします。

ご来場の際は、**エントランスより現地販売センター 201号室** をお呼びください。

| | |
|-----------------|----|
| 現地のお客様駐車場 | 08 |
| もしくは | 07 |
| 近隣の駐車場をご利用ください。 | 06 |

カーナビ検索 広島市中区舟入中町 6-3

公費負担医療費受給者証の写しを提出してください！

職員共済組合

☎内81-2373

☎504-2062

職員共済組合では、公費による医療費の助成を受けている方に、公費負担医療費受給者証の写しの提出をお願いしています。受給者証の写しに、①職員番号、②組合員の氏名、③所属を記入のうえ、職員共済組合までご提出ください。

新たに該当となった方、公費の種別が変更になった方、また、所得制限などで受給資格が非該当となった方などもご連絡ください。特に、こども医療費の助成対象範囲が、自治体によっては拡大傾向にあります。助成範囲拡大後に新しい受給者証が送付された方は、写しの提出をお願いします。それに基づき附加給付の支給や「医療費のお知らせ」の作成を行っています。

- 提出が必要な受給者証：○こども医療費受給者証
- 乳幼児等医療費受給者証
 - 重度障害者医療費受給者証
 - ひとり親家庭医療費受給者証 等

| こども医療費受給者証 | |
|----------------|-----------------|
| 公費負担者番号 | |
| 公費負担医療の受給者番号 | |
| こども氏名・性別 | |
| 生年月日 | 年 月 日 |
| 住所 | |
| 氏名 | |
| 一部負担金(自己負担)限度額 | 通院 入院 |
| 有効期間 | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 発行機関 | 広島県 広島市長 |
| 交付年月日 | 年 月 日 |

ニコニコ(2525) 過ごそう！ 毎月25日はメンタルヘルス推進日^^

福利課

☎内81-2365・2374・2375

☎504-2062

毎月25日のメンタルヘルス推進日には、ご自身の心身の健康状態を振り返りつつ、セルフケアを心がけましょう。メンタルヘルス推進日には、庁内LAN掲示板等を通じて各種相談窓口等（本紙にも掲載）の情報発信を行います。

コラム

😊 ココロをラクにするコツ — いつも完璧でなくても大丈夫 — 😊

仕事に対して前向きな姿勢でいることは素晴らしいことです。しかし、いつも完璧を目指していると、極度の緊張感にさらされて心身へ悪影響を及ぼすこともあります。

仕事は決して一人で行うものではありません。悩んだり困ったりしたときは、周りの人を頼ってみましょう。周りを頼ることによって、一人で悩みを抱えてストレスを感じる事が少なくなりますし、職場の改善にも繋がります。

なお、起きてしまったミスは早めに上司等に報告し、また引きずり過ぎずに次回に活かそうと、気持ちを切り替えましょう。



☆ 『できていること』に注目しよう☆

私たちは、『できていないこと』に注目しがちですが、『できていること』に注目し、『ここまでできた！』と、認めることで気持ちがずいぶん楽になります。

部下や同僚だけでなく、自分自身で『できた自分を認める』ことが、特に大切です。そうすることで、次の一歩を踏み出す力につながります。



〈プライバシーは守られます〉

笑顔でヘルシーダイヤル 共 市 (電話健康相談)

「急病」の時や「今すぐ相談したい」時、年中無休で24時間対応の電話健康相談(通話料無料)をご利用ください。専門のスタッフが即時相談に応じます。(携帯電話からの相談も可能です。)

【職員共済組合員の方】

下記のフリーダイヤルにおかけいただき、電話がつながりましたら、「職員共済組合員」又は「職員共済組合員の被扶養者」であることを伝え、ご相談ください。

フリーダイヤル 0120-151-003

【上記以外の広島市職員の方】

下記のフリーダイヤルにおかけいただき、電話がつながりましたら、「広島市職員」又は「広島市職員の被扶養者」であることを伝え、ご相談ください。

フリーダイヤル 0120-151-922

障害者である職員の合理的配慮についての相談 市

障害者である職員の合理的配慮についての相談を人事課で受け付けています。

【電話番号】

082-504-2050(内線2314)

【電子メールアドレス(専用)】

hairyo-soudan@city.hiroshima.lg.jp

【相談方法】電話、電子メール、面接等

ハラスメントに関する相談 市

働きやすい職場環境を実現するためには、勇気を出して相談するなど行動することが大切です。

「パワー・ハラスメント」、「セクシュアル・ハラスメント」、「妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント」についての相談・苦情を受け付けています。

各局・区等に相談員を配置していません(全庁資料室参照)。次の相談員に相談することもできます。

【男性相談員(人事課服務監理担当課長)】

m-harassment@city.hiroshima.lg.jp

504-2049(直通)又は内線2319

【女性相談員(福利課職員健康管理担当課長)】

f-harassment@city.hiroshima.lg.jp

504-2059(直通)又は内線2370

【女性相談員(人事課長)】

504-2048(直通)又は内線2310

健康相談室 共 市

☎240-2425【直通】

「職場の人間関係が上手くいかない」「家庭の悩み事で仕事に集中できない」などの悩みについて、相談員が親身になって相談にのります。

本人、家族、同僚などどなたからの相談でも結構です。必要に応じ、カウンセラーによる面談を実施します。

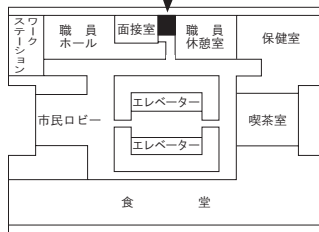
【相談受付】

月～金曜日

午前10時～午後3時30分

(相談は午後4時まで行います。時間外は留守番電話になっています。)

本庁舎16階健康相談室



ヒーリングCD貸出のお知らせ

リラクゼーション効果のあるCDを本庁舎16階健康相談室で貸し出しています。まず、電話で在庫の確認と予約をお願いします。

健康相談 市

産業医・保健師が、心と体の健康相談を行っています。

【産業医】

504-2679(直通)又は内線2378

504-2681(直通)又は内線2376

504-2682(直通)又は内線2368

【保健師】

504-2062(直通)

又は内線2365・2374・2375

【電子メールアドレス(相談受付)】

kenkosodan@city.hiroshima.lg.jp

●相談内容によっては面接相談を行います。

●禁煙相談も可能ですので、是非、ご相談ください。あわせて福利課HP「職員の禁煙の推進について」もご覧ください。

*共…広島市職員共済組合員が利用できます
*市…広島市職員が利用できます

〈プライバシーは守られます〉

なやみごと相談 市

☎223-7470【直通】

専門のカウンセラーによる、なやみごと相談を行っています。家庭の悩みごとや職場の人間関係、ハラスメントなど、こころの健康問題について相談やカウンセリングを行います。

【相談予約】

月～金曜日

(祝日、お盆及び年末年始を除く。)

午前10時～午後4時30分

【相談時間】

午前10時～午後8時(1回50分)

(土日祝日も含む毎日)

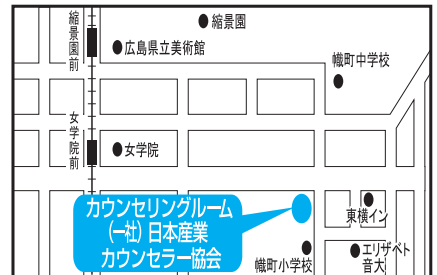
【相談方法】

あらかじめ、相談日時を電話で予約し、相談場所で面接の方法により行います。電話予約の際は、必ず「広島市の職員又は家族」で、「なやみごとの相談の予約」であることを教えてください。

【相談場所】

中区幟町3-1 第三山県ビル5階

(一社)日本産業カウンセラー協会)



仕事と家庭生活の両立支援相談窓口 市

☎504-2887【直通】

仕事と家庭生活(育児や介護等)との両立について、相談員(保健師)が相談をお受けします。

ご家族からの相談、匿名での相談も可能です。

【相談方法】

電話、e-mail、面談(要予約)でご相談ください。

【電子メールアドレス(専用)】

ryouritsu@city.hiroshima.lg.jp

【相談時間】

午前9時15分～午後4時

●相談内容は、原則、相談員以外に伝わることはありません。(秘密厳守)

| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|----|---|--|--------------------------|--|---|----|
| | | | | 1 | 2 | 3 |
| 4 | 5 ㊦ 2月分普通・特別貸付 申込締切 ㊦ 3月分コテージ湯の山 利用抽選 | 6 | 7 ㊦ 広響定期演奏会抽選申 込締切 | 8 | 9 ㊦ 各種給付金締切 ㊦ 1月分各種給付金支払 ㊦ 貸付金繰上償還申込締 切 | 10 |
| 11 | 12 | 13 | 14 | 15 ㊦ 財形貯蓄2月分払戻請 求締切 | 16 | 17 |
| 18 | 19 | 20 ㊦ 3月分住宅貸付申込締 切 ㊦ 2月分育児・介護休業 手当金請求締切 | 21 | 22 ㊦ 1月分育児・介護休業 手当金支払日 ㊦ 貸付金繰上償還振込期 限 ㊦ 3月分産前産後休業掛 金免除申出締切 | 23 | 24 |
| 25 | 26 | 27 | 28 | 29 ㊦ 財形支払 ㊦ 2月分普通・特別、1 月分住宅貸付日 | | |

㊦ 互助会 ㊦ 職員共済組合 ㊦ 福利課

月例受付

※事務局へのご連絡の際には、ダイヤルイン又は本庁内線電話番号をご利用ください。
締切・振込日が土・日・休日に重なった場合は変更になります。

| 互助会 | | 職員共済組合 | |
|---------------------------|-----------------------|--|--|
| ダイヤルイン 504-2063(福利係) | | ダイヤルイン 504-2061(庶務係) 本庁内線 2361・2362 | |
| 給付 (本庁内線2358) | 締切 20日 支払 翌月20日 | 普通貸付 特別貸付 | 締切 5日 貸付 末日 |
| 火災共済(加入) (本庁内線2355・6) | 加入申込 随時 (加入日は翌月1日) | 住宅貸付 | 締切 20日 貸付 翌月末日 |
| 福利課 | | 貸付金 繰上償還 (一部返済・全額返済) | 受付 10日まで 振込 23日まで 一部返済(1万円単位) 住宅貸付 50万円以上 普通・特別貸付 30万円以上 |
| ダイヤルイン 504-2060又は本庁内線2357 | | 育児・介護 休業手当金 | 締切 20日 支払 翌月25日 |
| 財形払戻 (解約・一部払出) | 締切 15日 支払 末日 | 「厚生だより」の配付部数の変更 全庁フォルダ内のファイルを直接修正で きない場合は下記へ必要部数をお知らせ ください。 福利課厚生係(互助会管理係) 082-504-2060(内線81-2357) 配付部数の変更期限は毎月10日 | |
| 財形積立 (中断・再開) | 締切 15日 翌月給与より | | |

※ 「市立病院機構」職員の財形貯蓄に関する手続きは、

市立病院機構本部事務局経営管理課 [ダイヤルイン 569-7816](tel:082-569-7816) まで!!